

伊達発電所移送取扱所漏えい検知装置不正改造に係る「改善計画書」の概要

北海道総務部危機対策局からの指示書に基づく、伊達発電所移送取扱所漏えい検知装置不正改造に係る改善計画書の概要は以下のとおりである。

改善計画内容

改善計画内容は下表の2項目とした。

No.	改善内容	改善予定年月日
1	漏えい検知口の設置 ・不正改造していた「微量漏油検知装置」に代わり、危険物の規制に関する規則第28条の32および危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第45条に定める「漏えい検知口」を設置する。	平成19年12月目途
2	予防規程の改定 ・漏えい検知口の運用方法を明確に策定する。 ・消防法第14条の2で定める予防規程について、漏えい検知口の運用に関する規程を改定し、遵守する。	平成19年12月目途

改善計画の補足説明

1. 漏えい検知口の設置について

(1) 漏えい検知装置の方式変更

「微量漏油検知装置」は、発電所の運転開始後、間もない時期からセンサーの不具合が発生するようになった。不具合原因については、使用環境の影響や経年劣化などが考えられるものの、十分な原因究明のもとセンサーの信頼性を確保するためには、相当な期間と技術的困難性が想定される。これらのことから、微量漏油検知装置のセンサーを改善し、パイプラインを早期に復旧させることは困難であると判断し、パイプラインの改善計画については、微量漏油検知装置に代えて、保安確保が確実に実施可能な方法として「漏えい検知口」方式へ変更することとした。

(2) 漏えい検知口の設置

a. 漏えい検知口の設置箇所

漏えい検知口の設置については法規に基づき設置する。全長約26kmのパイプラインには、既存の微量漏油検知装置287箇所と同等の箇所数の漏えい検知口を設置する計画である。

b. 漏えい検知口の構造

漏えい検知口は、パイプライン本管に沿って設けられている油道管、油溜、外装管からなる既存の構造を活かしつつ、新たに検知口配管類を右図に示すように取付ける。

c. 改善予定(工程)

改善予定は平成19年12月目途とし、今後は、関係官庁ならびに地元の皆様等のご理解とご協力を得ながら、着実に進めていく。

2. 予防規程の改定について

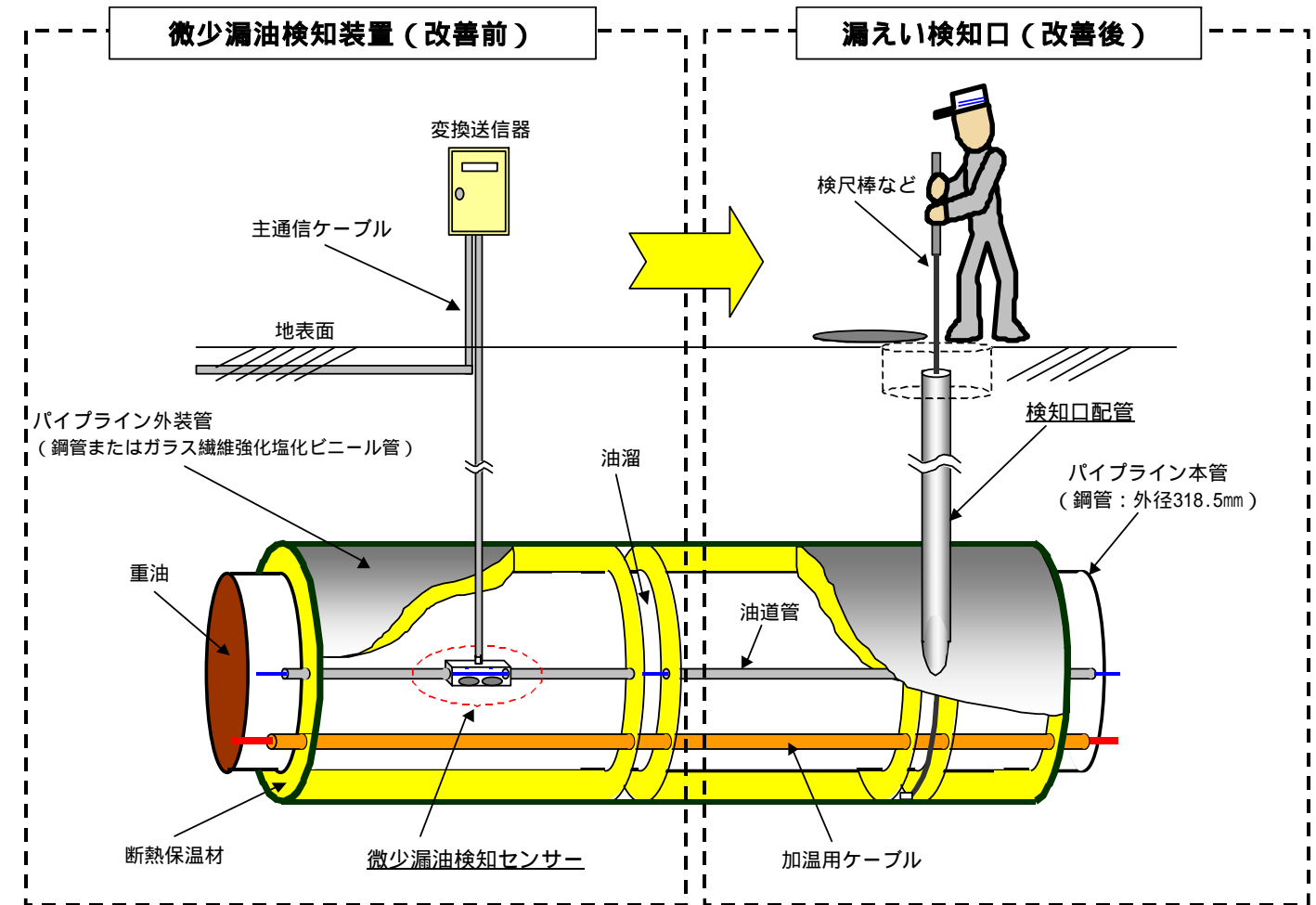
(1) 漏えい検知口の運用方法

漏えい検知口は1日1回、全箇所のパトロール点検を行う。点検にあたっては必要な要員を確保し、確実に実施する。点検方法は、検尺棒などと臭気により油の有無を確認する。これらの点検方法ならびに万一の漏えい時の措置などについては、運用方法を明確にして行う。

(2) 漏えい検知口に関する予防規程の改定

漏えい検知口の運用に関しては、消防法に基づき制定している予防規程を改定し、遵守する。

以上



伊達発電所パイプライン構造図